

障害福祉の現状と実践的課題

2014(H26)年9月18日
医療介護福祉政策研究フォーラム
第22回月例社会保障研究会

厚生労働省
社会・援護局 障害保健福祉部
障害福祉専門官 高原 伸幸

広島土砂災害への支援
ありがとうございます。





就労継続支援B型事業所 八木園



隣接の神社の一部も崩落し、大量の土砂が事業所に流れ込んでいる。

就労継続支援B型事業所 八木園



就労継続支援B型事業所 八木園



就労継続支援B型事業所 八木園



就労継続支援B型事業所 八木園



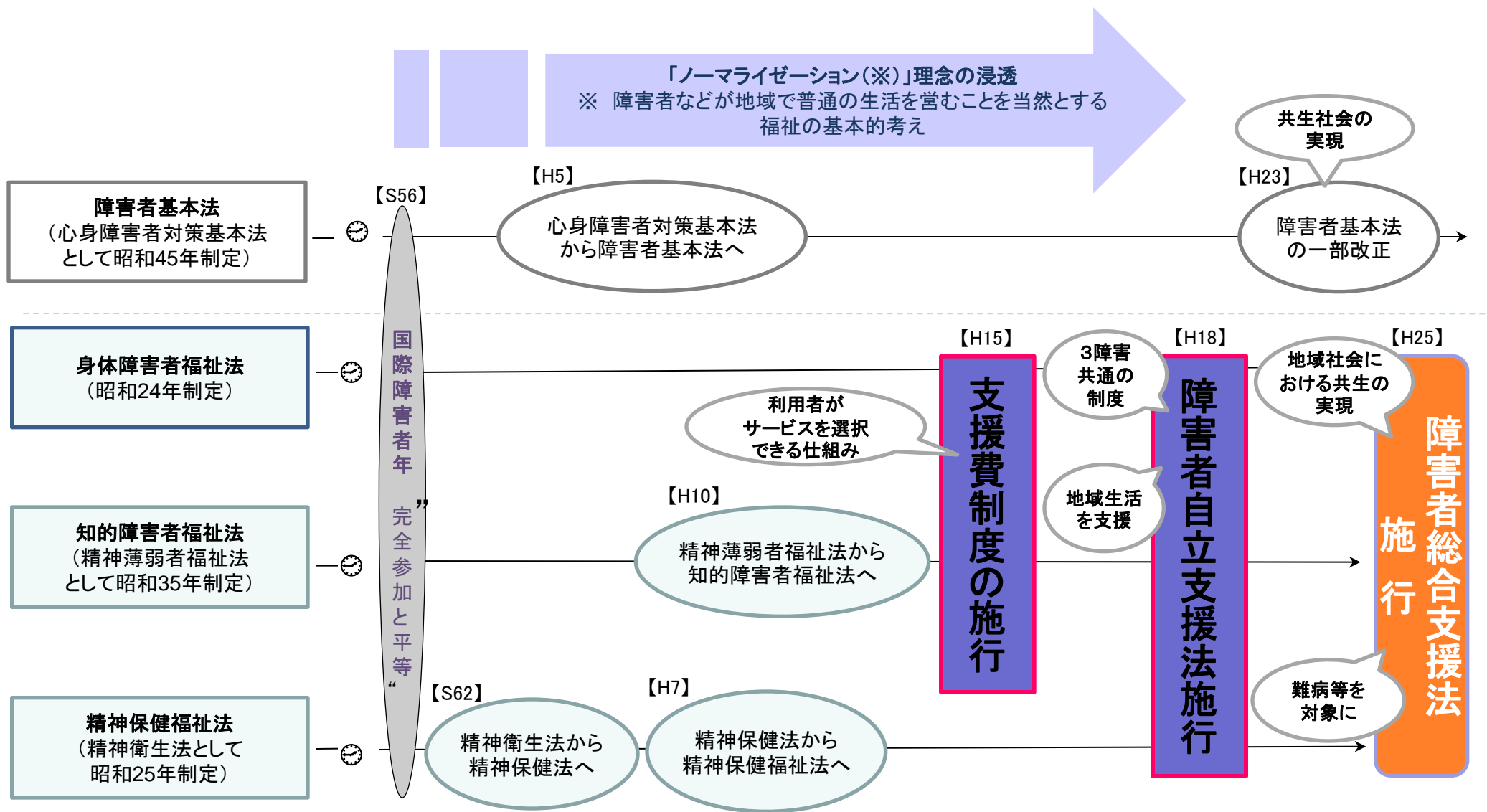
周辺に堆積していた土砂の大半は撤去され、道路が開通している。

就労継続支援B型事業所 八木園



法人は、9月8日(月)から安佐南区の「社会福祉法人あさみなみ」と安佐北区の「NPO法人みんなでスクラム生活支援センター」の一部を借りて事業を再開(法人ブログより)

障害福祉施策の歴史

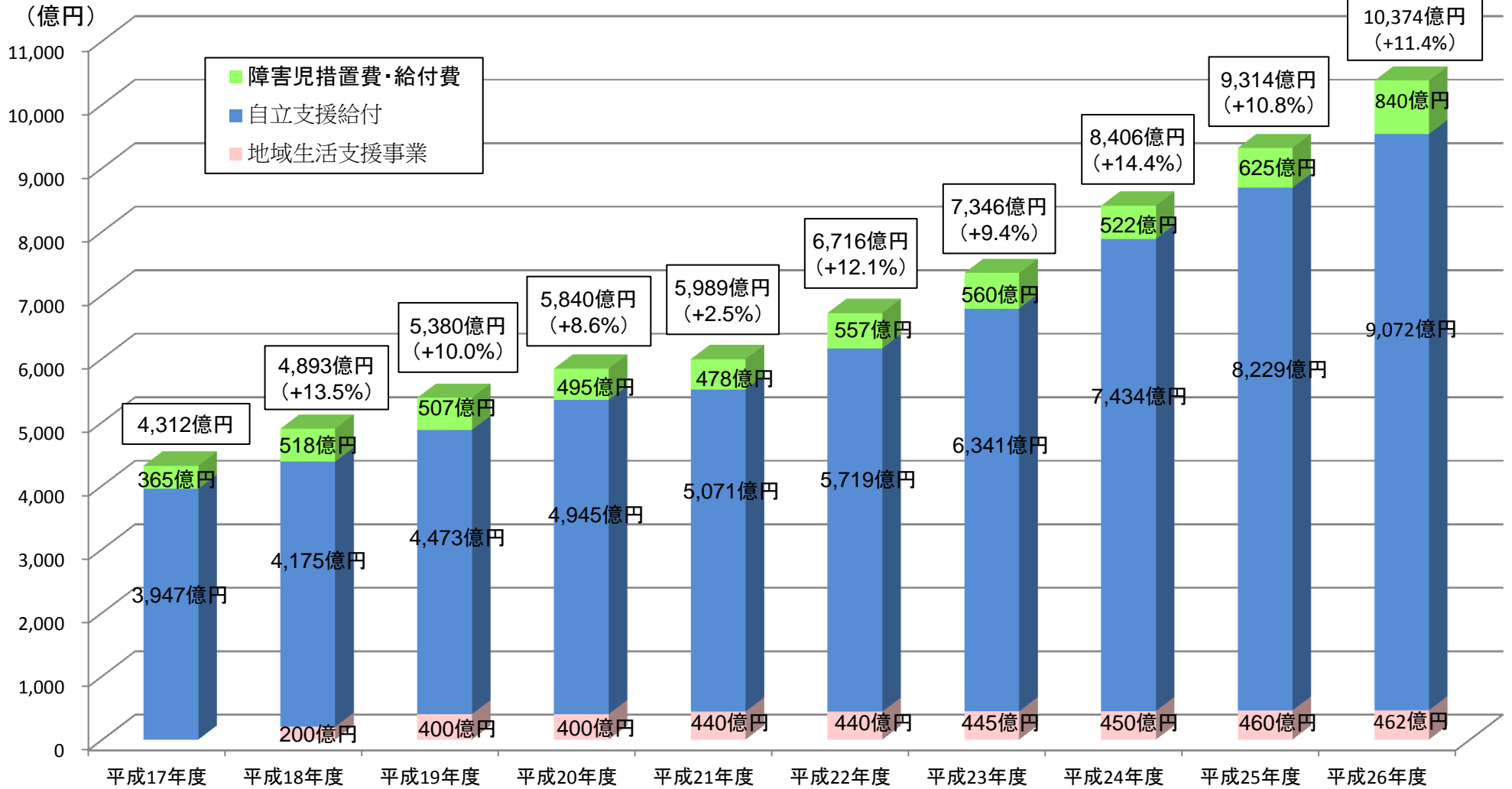


障害保健福祉施策のこれまでの経緯

	障害者総合支援法関係	その他障害者関連施策の動き
平成18年	4月:「障害者自立支援法」の一部施行(同年10月に完全施行) 12月:法の円滑な運営のための特別対策 (①利用者負担の更なる軽減 ②事業者に対する激変緩和措置 ③新法移行のための経過措置)	4月:「障害者雇用促進法改正法」の施行 10月:「精神保健福祉法」の施行 12月:国連総会本会議で「障害者権利条約」が採択
平成19年	12月:障害者自立支援法の抜本的な見直しに向けた緊急措置 (①利用者負担の見直し ②事業者の経営基盤の強化 ③グループホーム等の整備促進)	9月:「障害者権利条約」へ署名 11月:「身体障害者補助犬法改正法」の成立 (平成20年10月に施行)
平成20年	12月:社会保障審議会障害者部会報告の取りまとめ	12月:「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成21年4月に施行(一部、段階施行あり))
平成21年	3月:「障害者自立支援法等改正法案」国会提出(→7月の衆議院解散に伴い廃案) 9月:連立政権合意における障害者自立支援法の廃止の方針	
平成22年	1月:厚生労働省と障害者自立支援法違憲訴訟原告団・弁護団との基本合意 4月:障がい者制度改革推進会議において議論開始 6月:低所得者の障害福祉サービス及び補装具に係る利用者負担を無料化 12月:障がい者制度改革推進会議総合福祉部会において議論開始 「障害者制度改革の推進のための基本的な方向について」(閣議決定) 「障害者自立支援法等改正法」(議員立法)が成立(平成24年4月に完全施行)	
平成23年	8月:「障害者総合福祉法の骨格に関する総合福祉部会の提言」取りまとめ	6月:「障害者虐待防止法」(議員立法)が成立 (平成24年10月に施行) 7月:「障害者基本法改正法」が成立(同年8月に施行)
平成24年	6月:「障害者総合支援法」が成立(平成25年4月(一部、平成26年4月)に施行)	6月:「障害者優先調達推進法」(議員立法)が成立 (平成25年4月に施行)
平成25年	4月:基本理念の追加、障害者の範囲の見直し等について施行	6月:「精神保健福祉法改正法」が成立 (平成26年4月(一部、平成28年4月)に施行予定) 「障害者差別解消法」が成立 (平成28年4月に施行予定) 「障害者雇用促進法改正法」が成立 (平成28年4月(一部、平成30年4月)に施行予定)
平成26年	4月:障害支援区分、ケアホームとグループホームの一元化等について施行	1月:「障害者権利条約」を批准

障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。



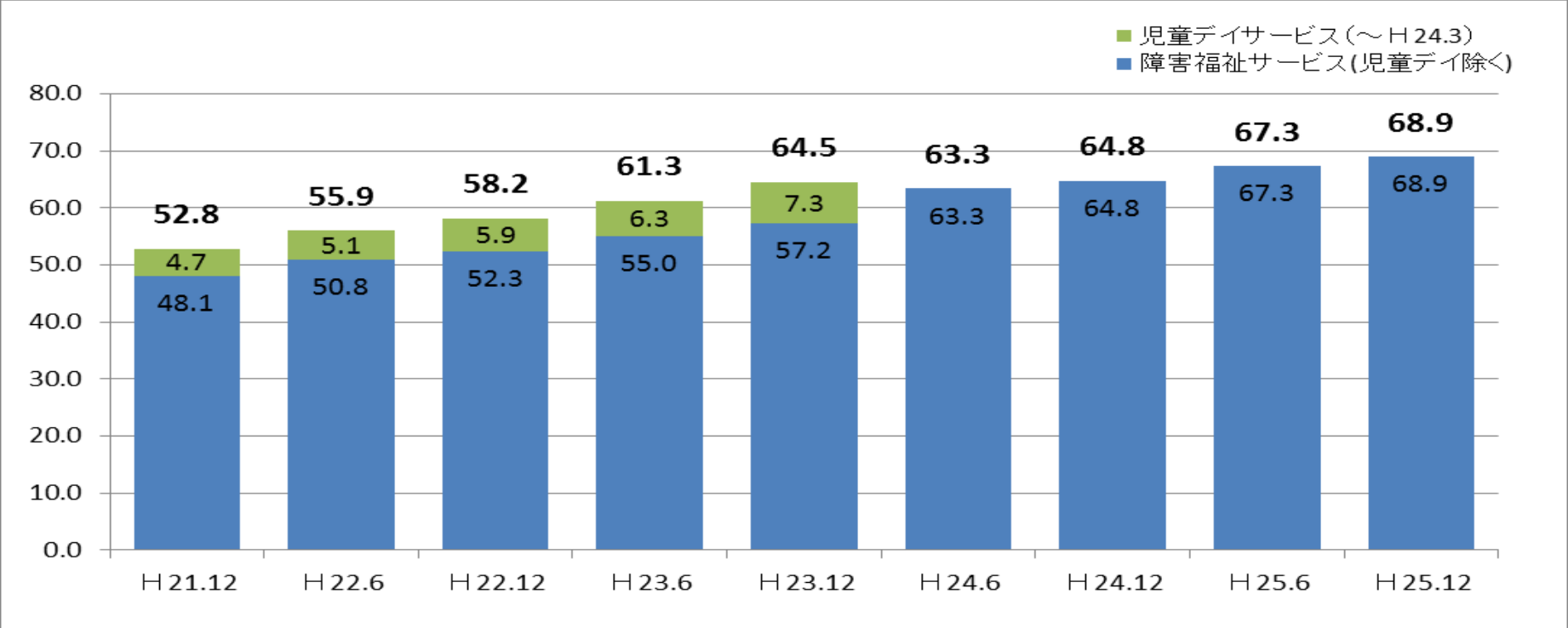
(注1) 平成18年度については、自立支援法施行前の支援費、自立支援法施行後の自立支援給付、地域生活支援事業等を積み上げた予算額である。(自立支援法は平成18年4月一部施行、同年10月完全施行)

(注2) 平成20年度の自立支援給付費予算額は補正後予算額である。

(注3) 平成21年度の障害児措置費・給付費予算額は補正後予算額である。

3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成24年12月から平成25年12月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で6.3%増加している。
 一方、精神障害者の利用者数は13.7%の増加となっている。



○平成24年12月→平成25年12月の伸び率(年率)..... 6.3%

このうち 身体障害者の伸び率..... 4.2%
 知的障害者の伸び率..... 4.7%
 精神障害者の伸び率..... 13.7%

(25年12月の利用者数)

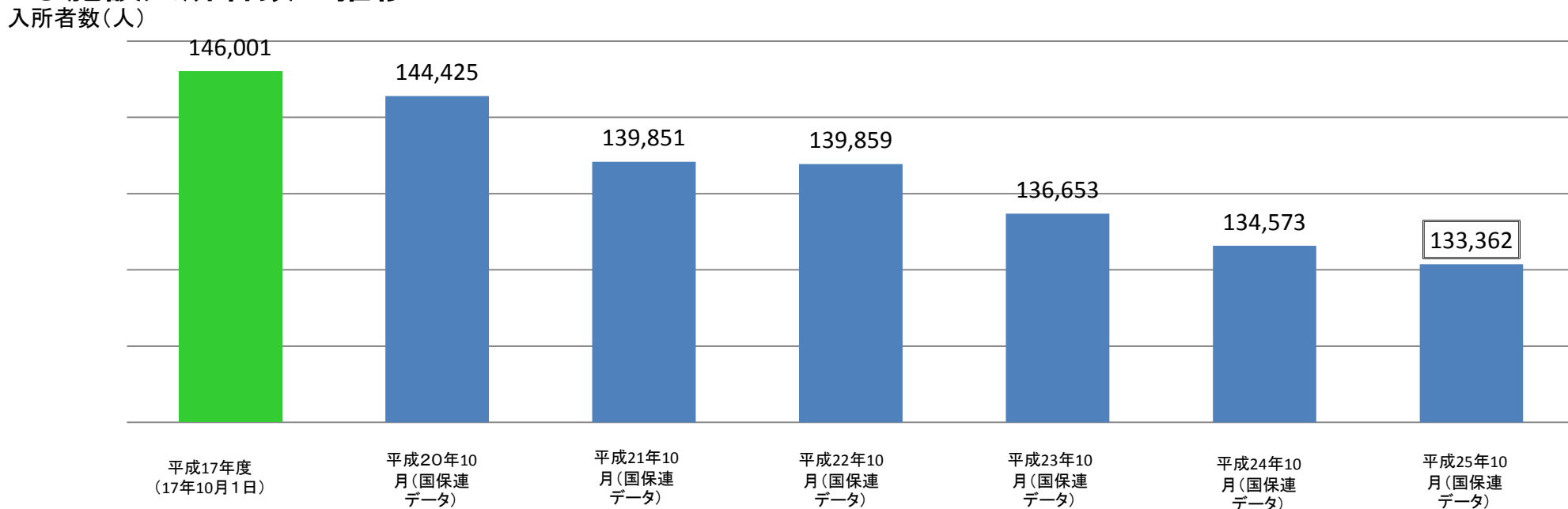
身体障害者..... 19.8万人
 知的障害者..... 33.2万人
 精神障害者..... 14.1万人
 難病等対象者... 0.07万人
 (659人)

施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法前から着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

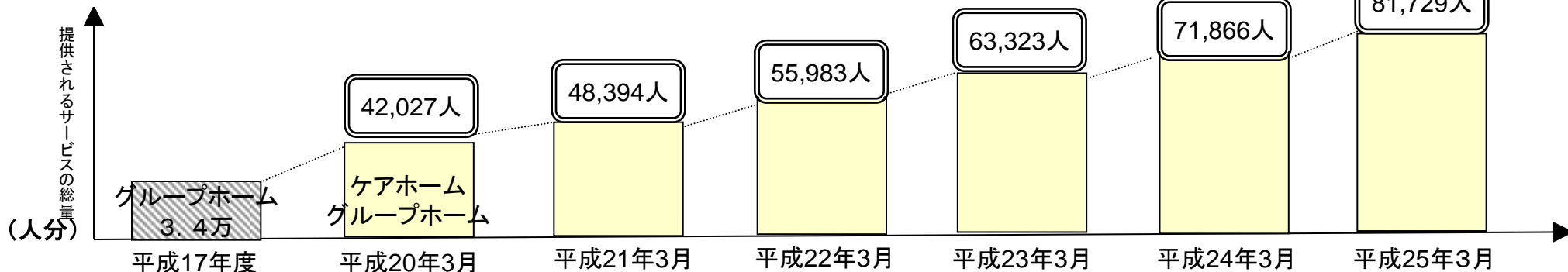
○施設入所者数の推移

出典：国保連データ速報値等



○ケアホーム・グループホームの利用者数の推移

出典：国保連データ速報値等



障害福祉サービス等の現状

①障害福祉サービス等予算の推移

障害福祉サービス関係予算額は義務的経費化により10年間で2倍以上に増加している。

②3障害一元化による制度格差の解消・実利用者数の推移

平成23年3月から平成24年3月にかけて障害福祉サービス利用者数全体で11.9%増加している。
一方、精神障害者の利用者数は23.3%の増加となっている。

③障害福祉サービスの現状

障害福祉サービス延べ利用者数、利用額において、生活介護、就労継続支援B型が多い。
障害児給付延べ利用者数、利用額において、児童発達支援、放課後等デイサービスが多い。

④障害福祉サービス等の利用者負担に対する配慮

平成22年4月から、実質的な応能負担として低所得の利用者負担を無料化。
障害福祉サービス利用者のうち、93.3%が無料でサービスを利用している。
給付費全体に対する利用者負担額の割合は、0.22%となっている。

⑤施設等から地域への移行の推進

入所施設の利用者数は、障害者自立支援法施行時に比べ着実に減少している。
ケアホーム・グループホーム利用者は着実に増加している。

⑥一般就労への移行の現状

就労系障害福祉サービスから一般就労への移行者数は約10年で4倍以上に増加している。

⑦支給決定プロセスの見直し等

サービス等利用計画については、平成24年度から対象を拡大し、平成27年度からは全ての利用者を対象とする。

地域社会における共生の実現に向けて 新たな障害保健福祉施策を講ずるための関係法律の整備に関する法律の概要

(平成24年6月20日 成立・同年6月27日 公布)

1. 趣旨

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて、地域社会における共生の実現に向けて、障害福祉サービスの充実等障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するため、新たな障害保健福祉施策を講ずるものとする。

2. 概要

1. 題名

「障害者自立支援法」を「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(障害者総合支援法)」とする。

2. 基本理念

法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを法律の基本理念として新たに掲げる。

3. 障害者の範囲(障害児の範囲も同様に対応。)

「制度の谷間」を埋めるべく、障害者の範囲に難病等を加える。

4. 障害支援区分の創設

「障害程度区分」について、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に改める。

※ 障害支援区分の認定が知的障害者・精神障害者の特性に応じて行われるよう、区分の制定に当たっては適切な配慮等を行う。

5. 障害者に対する支援

- ① 重度訪問介護の対象拡大(重度の肢体不自由者等であって常時介護を要する障害者として厚生労働省令で定めるものとする)
- ② 共同生活介護(ケアホーム)の共同生活援助(グループホーム)への一元化
- ③ 地域移行支援の対象拡大(地域における生活に移行するため重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを加える)
- ④ 地域生活支援事業の追加(障害者に対する理解を深めるための研修や啓発を行う事業、意思疎通支援を行う者を養成する事業等)

6. サービス基盤の計画的整備

- ① 障害福祉サービス等の提供体制の確保に係る目標に関する事項及び地域生活支援事業の実施に関する事項についての障害福祉計画の策定
- ② 基本指針・障害福祉計画に関する定期的な検証と見直しを法定化
- ③ 市町村は障害福祉計画を作成するに当たって、障害者等のニーズ把握等を行うことを努力義務化
- ④ 自立支援協議会の名称について、地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者や家族の参画を明確化

3. 施行期日

平成25年4月1日(ただし、4. 及び5. ①～③については、平成26年4月1日)

4. 検討規定(障害者施策を段階的に講じるため、法の施行後3年を目途として、以下について検討)

- ① 常時介護を要する障害者等に対する支援、障害者等の移動の支援、障害者の就労の支援その他の障害福祉サービスの在り方
- ② 障害支援区分の認定を含めた支給決定の在り方
- ③ 障害者の意思決定支援の在り方、障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方
- ④ 手話通訳等を行う者の派遣その他の聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある障害者等に対する支援の在り方
- ⑤ 精神障害者及び高齢の障害者に対する支援の在り方

※上記の検討に当たっては、障害者やその家族その他の関係者の意見を反映させる措置を講ずる。

地域社会における共生の実現に向けて新たな障害保健福祉施策を講ずるための 関係法律の整備に関する法律案に対する附帯決議

<平成24年4月18日 衆議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、市町村及び都道府県の必須事業については、支援が抜け落ちることなく、適切な役割分担がなされるようそれぞれの行う事業を具体的に定めること。
- 二 意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 三 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 四 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援をさらに推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 五 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 六 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 七 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 八 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労をさらに促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 九 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 十 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。

<平成24年6月19日 参議院厚生労働委員会>

政府は、本法の施行に当たっては、次の諸点について適切な措置を講ずべきである。

- 一 意思疎通支援を行う者の派遣及び養成については、利用者が支援を受けやすくする観点から、窓口は市町村を基本としつつ、適切な役割分担がなされるよう市町村及び都道府県の行う事業を具体的に定めるなど、地域生活支援事業について、市町村及び都道府県に対し、必要なサービスが十分に提供されるための支援を行うこと。
また、意思疎通支援を行う者の派遣については、個人利用にとどまらず、複数市町村の居住者が集まる会議での利用など、障害者のニーズに適切に対応できるよう、派遣を行う市町村等への必要な支援を行うこと。
- 二 障害福祉計画の策定に当たっては、中長期的なビジョンを持ちつつ、障害者の地域生活に対する総合的な支援が計画的に行われるよう配慮すること。
- 三 障害者の高齢化・重度化や「親亡き後」も見据えつつ、障害児・者の地域生活支援を更に推進する観点から、ケアホームと統合した後のグループホーム、小規模入所施設等を含め、地域における居住の支援等の在り方について、早急に検討を行うこと。
- 四 難病患者に対する医療、保健、研究、福祉、就労等の総合的な支援施策について、法整備も含め早急に検討し確立すること。
- 五 精神障害者の地域生活を支えるため、住まいの場の整備、医療、福祉を包括したサービスの在り方、精神障害者やその家族が行う相談の在り方等の支援施策について、早急に検討を行うこと。
- 六 障害福祉サービスの利用の観点からの成年後見制度の利用促進の在り方の検討と併せて、成年被後見人の政治参加の在り方について、検討を行うこと。
- 七 障害者の就労の支援の在り方については、障害者の一般就労を更に促進するため、就労移行だけでなく就労定着への支援を着実に実行できるようなサービスの在り方について検討するとともに、一般就労する障害者を受け入れる企業への雇用率達成に向けた厳正な指導を引き続き行うこと。
- 八 障害児・者に対する福祉サービスに係る地方税や都市計画制度の取扱いについて、社会福祉事業の円滑で安定的な運営に資するべく所要の配慮が行われるよう、地方自治体に対し周知する等の措置を講ずること。
- 九 常時介護を要する障害者等に対する支援その他の障害福祉サービスの在り方等の検討に当たっては、国と地方公共団体との役割分担も考慮しつつ、重度訪問介護等、長時間サービスを必要とする者に対して適切な支給決定がなされるよう、市町村に対する支援の在り方についても、十分に検討を行い、その結果に基づいて、所要の措置を講ずること。
- 十 障害者政策委員会の運営に当たっては、関係行政機関の間で十分調整するとともに、障害者政策を幅広い国民の理解を得ながら進めていくという観点から、広く国民各層の声を障害者政策に反映できるよう、公平・中立を旨とすること。

障害福祉施策に関する最近の検討会の動き

障害者の地域生活の推進に関する検討会(平成25年7月～10月)

趣旨:平成25年4月に施行された障害者総合支援法において、平成26年4月施行分とされている障害者の地域生活を支えるための事項について、その在り方について総合的に検討し、障害者が身近な地域において暮らすことのできる社会づくりを推進するための検討を行う。

検討事項

→ 平成25年10月に報告書を取りまとめ済み。

- ・ ケアホームとグループホームの在り方
- ・ 重度訪問介護の対象拡大の在り方
- ・ 平成24年衆参両院の附帯決議において掲げられた「地域における居住支援等の在り方」について など

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策に係る検討会(平成26年3月～7月)

※ 精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針等に関する検討会から、平成26年3月改称

趣旨:改正精神保健福祉法に基づく精神障害者の医療に関する指針に係る検討会において、長期入院精神障害者の地域移行について、引き続きの検討課題とされたことを踏まえ、長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の在り方について検討を行う。

※平成25年12月まで、良質かつ適切な精神障害者に対する医療の提供を確保するための指針について検討、平成26年3月7日指針告示済

検討事項

→ 平成26年7月に報告書を取りまとめ済み。

長期入院精神障害者の地域移行を更に進めるための、地域の受け皿作りの在り方等に係る具体的な方策に関する事項 など

障害児支援の在り方に関する検討会(平成26年1月～7月)

趣旨:平成24年4月施行の児童福祉法改正等により、障害児支援の体系の再編・一元化が行われた。その施行状況等を検証した上で、子ども・子育ての支援法の施行も踏まえた今後の障害児の在り方について検討を行う。

検討事項

→ 平成26年7月に、報告書を取りまとめ済み。

- ・ 児童発達支援センターの役割
- ・ その他障害児通所の在り方
- ・ 障害児入所支援の在り方 など

第4期(H27~H29)障害福祉計画に係る基本指針:主なポイント

<計画の作成プロセスに関する事項>

PDCAサイクルの導入
「成果目標」「活動指標」の見直しと明確化、各年度の
中間評価、評価結果の公表 等

<個別施策分野①:成果目標に関する事項>

福祉施設から
地域生活へ
の移行促進
(継続)

精神科病院から
地域生活へ
の移行促進
(成果目標の
変更)

地域生活支
援拠点等の
整備
(新規)

福祉から一般
就労への移
行促進
(整理・拡充)

<個別施策分野②:その他>

障害児支援体制の整備
(新規)

計画相談の連携強化、研修、虐待防止 等

実践的課題

- 地域福祉の展開
 - 精神障害者の地域移行
 - 相談支援の一元化
 - 安心拠点の整備（重度障害児者の住まいの確保）
- 権利擁護の推進
 - 差別解消へのアプローチ
 - 虐待防止のための支援力向上（強度行動障害児者への対応）
 - 意思決定支援
- 関係領域との協調
 - Art Brutの推進
 - 罪を犯した障害者への支援
 - 医療、学校との連携

長期入院精神障害者の地域移行に向けた具体的方策の今後の方向性（概要）

1. 長期入院精神障害者の地域移行及び精神医療の将来像

- 長期入院精神障害者の地域移行を進めるため、本人に対する支援として、「退院に向けた意欲の喚起（退院支援意欲の喚起を含む）」「本人の意向に沿った移行支援」「地域生活の支援」を徹底して実施。
- 精神医療の質を一般医療と同等に良質かつ適切なものとするため、精神病床を適正化し、将来的に不必要となる病床を削減するといった病院の構造改革が必要。

2. 長期入院精神障害者本人に対する支援

〔ア〕退院に向けた支援

〔ア-1〕退院に向けた意欲の喚起

- ・病院スタッフからの働きかけの促進
- ・外部の支援者等との関わり確保 等

〔ア-2〕本人の意向に沿った移行支援

- ・地域移行後の生活準備に向けた支援
- ・地域移行に向けたステップとしての支援（退院意欲が喚起されない精神障害者への地域生活に向けた段階的な支援） 等

〔イ〕地域生活の支援

- ・居住の場の確保（公営住宅の活用促進等）
- ・地域生活を支えるサービスの確保（地域生活を支える医療・福祉サービスの充実） 等

〔ウ〕関係行政機関の役割

都道府県等は、医療機関の地域移行に関する取組が効果的なものとなるよう助言・支援に努める。

3. 病院の構造改革

- 病院は医療を提供する場であり、生活の場であるべきではない。
- 入院医療については、精神科救急等地域生活を支えるための医療等に人員・治療機能を集約することが原則であり、これに向けた構造改革が必要。（財政的な方策も併せて必要）
- 2. に掲げる支援を徹底して実施し、これまで以上に地域移行を進めることにより、病床は適正化され、将来的に削減。
- 急性期等と比べ入院医療の必要性が低い精神障害者が利用する病床においては、地域移行支援機能を強化する。
- 将来的に不必要となった建物設備や医療法人等として保有する敷地等の病院資源は、地域移行した精神障害者が退院後の地域生活を維持・継続するための医療の充実等地域生活支援や段階的な地域移行のために活用することも可能とする。

<病院資源のグループホームとしての活用について>

- 地域移行するには、地域生活に直接移行することが原則
- 退院に向けた支援を徹底して実施してもなお退院意欲が固まらない人に対しては、本人の権利擁護の観点、精神医療の適正化の観点から、段階的な移行も含めて、入院医療の場から生活の場に居住の場を移すことが必要。
- その選択肢の一つとして、病院資源をグループホームとして活用することを可能とするために、障害者権利条約に基づく権利擁護の観点も踏まえ、一定の条件付け（※）を行った上で、病床削減を行った場合に敷地内への設置を認めることとし、必要な現行制度の見直しを行うべきこと、また、見直し後の事業を試行的に実施し、運用状況を検証するべきことが多くの構成員の一致した考え方（※※）。

※「本人の自由意思に基づく選択の自由を担保する」、「外部との自由な交流等を確保しつつ、病院とは明確に区別された環境とする」、「地域移行に向けたステップとしての支援とし、基本的な利用期間を設ける」等

※※あくまでも居住の場としての活用は否との強い意見があった。

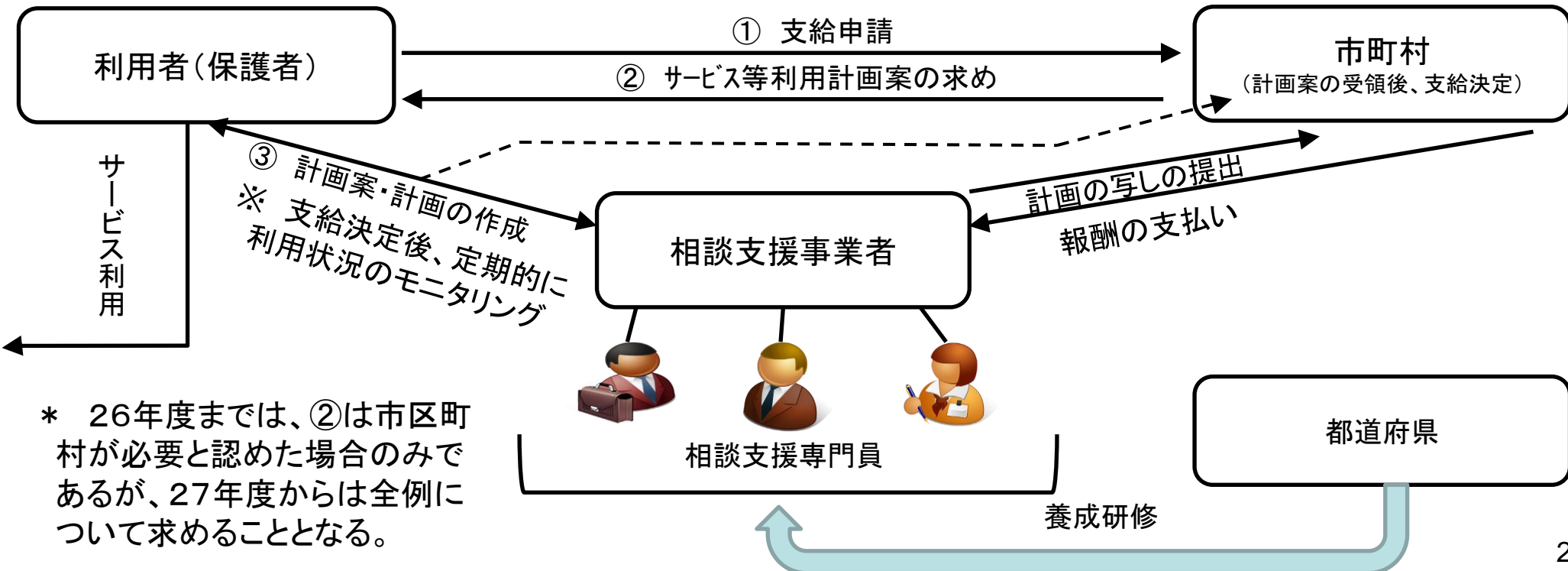
計画相談支援のしくみ

- 障害者総合支援法に基づくサービスの利用に当たっては、相談支援事業者が作成する「サービス等利用計画」が必要。（※児童福祉法に基づく障害児支援については、「障害児支援利用計画」）

※ 平成22年12月成立の「つなぎ法」による関係法令改正の施行（平成24年4月）。完全施行となる平成27年4月からは全例で計画が必要となるが、それまでの間は経過措置として、市町村が必要と認めた場合に作成することとされている。

※ 各事業所で計画を作成する相談支援専門員には、高い能力が求められるため、一定の実務経験に加えて都道府県が主催する研修の修了を義務づけている。

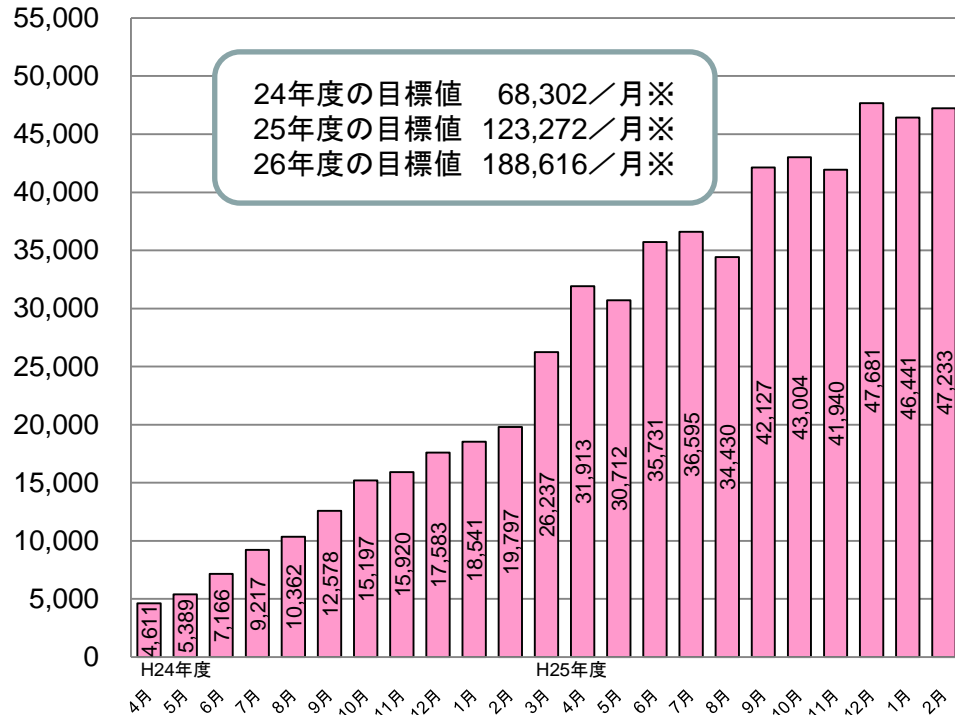
(利用プロセスのイメージ)



計画作成件数の見込みと実際の推移

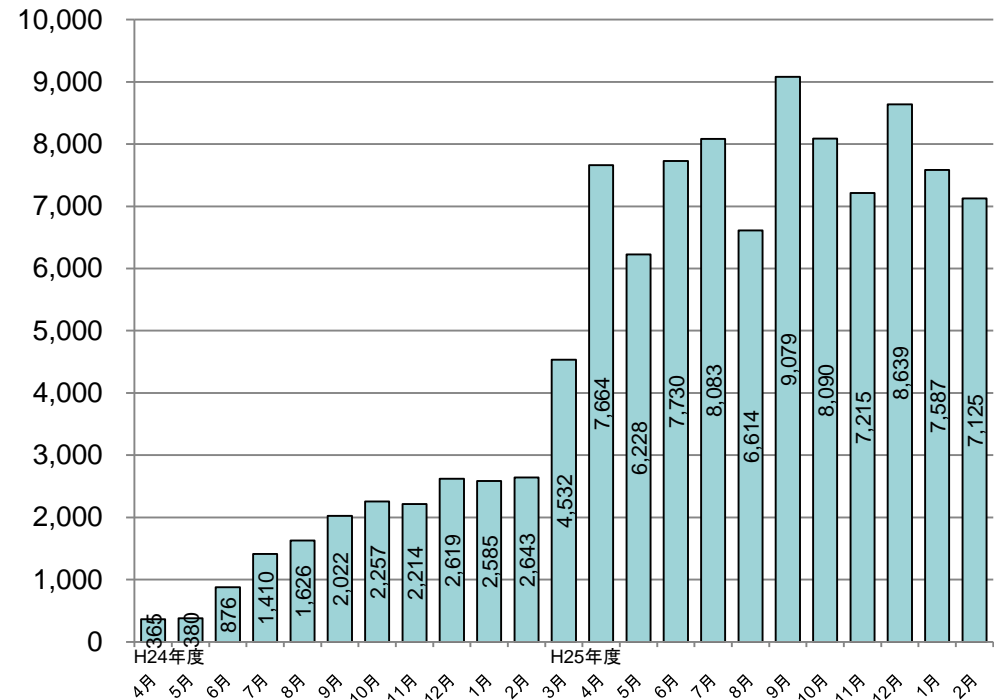
- 平成27年度から利用者全員について計画が適切に作られるための体制づくりが必要。
 - 障害福祉サービス利用者 68.7万人、障害児支援利用者 14.4万人(H26.2月)
 - 障害福祉計画(H24～H26)では、支給決定の更新及びモニタリングも合わせて平成27年度から全例に対応するためには、平成26年度は平均して毎月18.9万件に対応できるような体制になっている必要があると見込んでいる。
- 一方、平成26年2月を見ても月4.7万件にとどまっており、平成27年度から全例に対応できるような体制を作るためにはさらに取組を進める必要がある。

計画相談支援



※新規作成のほか、支給決定の更新時及びモニタリングを合わせた件数

障害児相談支援



地域における居住支援に求められる機能について

- これらのニーズから、どのような機能が求められているのかという点について検討すると、おおむね以下のように分類できるのではないか。

求められる機能

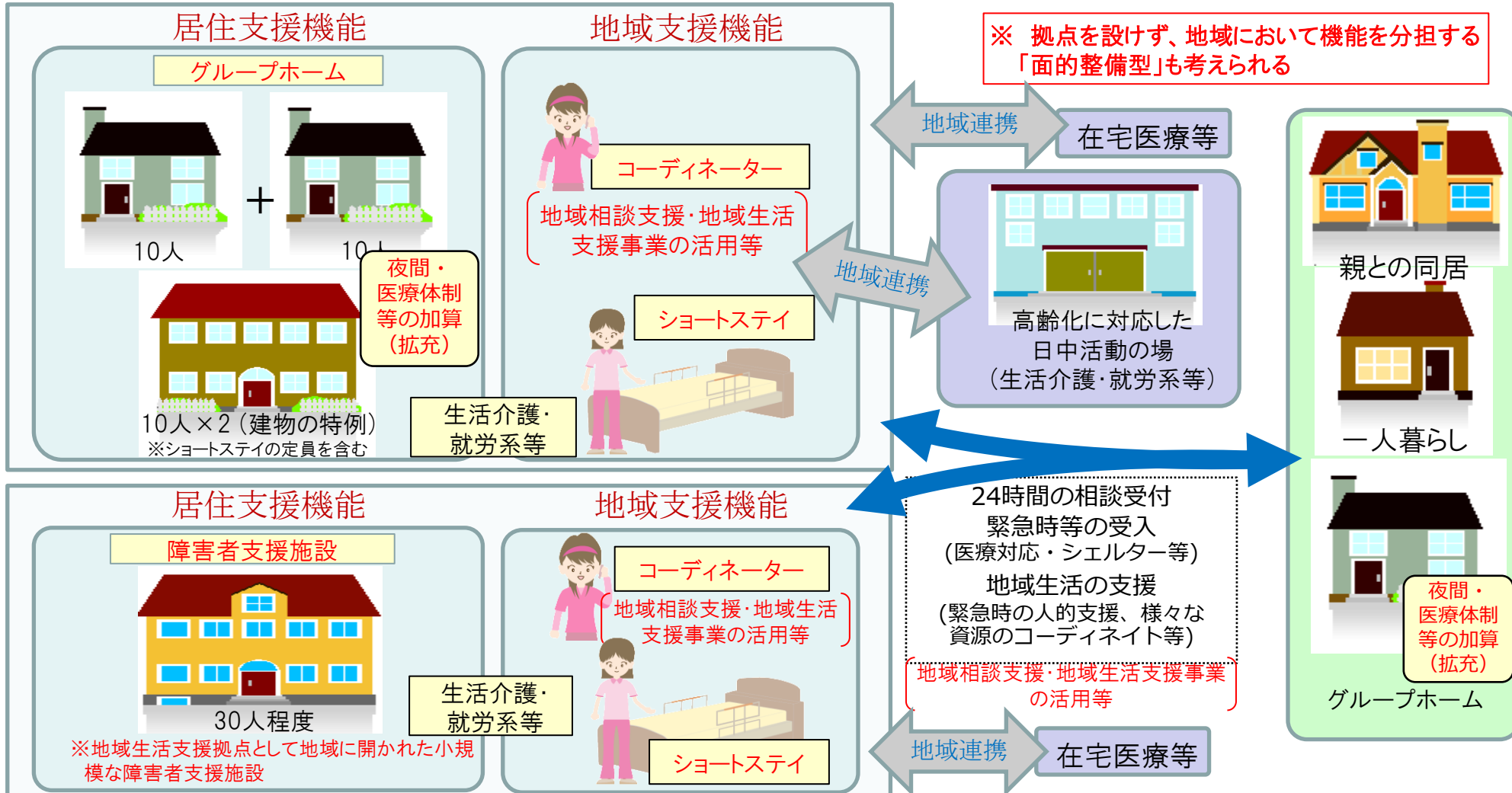
- 相談（地域移行、親元からの自立）
- 体験の機会・場（一人暮らし、グループホーム等）
- 緊急時の受け入れ・対応（ショートステイの利便性・対応力向上等）
- 専門性（人材の確保・養成、連携）
- 地域の体制づくり（サービス拠点、コーディネーターの配置等）



- ・ 障害者の地域生活の支援については、障害福祉計画等に基づき取組を進めているところ。
- ・ 今後、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、上記のような機能をさらに強化していく必要がある。
- ・ その際、相談支援を中心として、学校からの卒業、就職、親元からの独立等、生活環境が変化する節目を見据えた中長期的視点に立った継続した支援が必要である。

障害児・者の地域生活支援の推進のための多機能拠点構想 (地域生活支援拠点)

地域生活支援拠点として、居住支援機能と地域支援機能の一体的な整備を推進



※安心生活支援事業(地域生活支援事業)によるコーディネートや、個別給付による地域定着支援の実施を必須として、施設整備に対する補助について優先的に採択することを検討

社会福祉法人みんなでいきる 「りとるの家 はなれ」 2013



短期入所居室



放課後等デイサービス



短期入所共有スペース



防災拠点スペース(市民交流室)



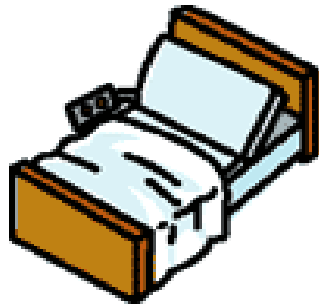
安心生活支援センターの機能

緊急相談機能…24時間365日の相談に対応

緊急ステイ機能…短期入所の支給決定がない方も利用可能

緊急ヘルパー派遣機能…ヘルパーの支給決定がない方でも対応可能

対象者は「障害の疑い」からOK…



職員体制

コーディネーター1名(専従) サブコーディネーター 2名(兼務)
支援スタッフ…7名(兼務)

これまで出会った主な事例

- 家庭内暴力の障害児童の一時預かり（その後、宿泊訓練を実施。服薬調整）
- DV被害の女性及びその子どもの一時的保護
- 肺炎になった重度自閉症児の入院時の付き添い支援（経済課題あり）
- 短期入所の支給決定のない障害児者の緊急的ステイ
- 介護放棄の高齢者の緊急ステイ
- 祖父、父、本人のいずれも発達障害の家族の受け入れ
- 普通高等学校に通う少年の家族関係の悪化による一時的（3日程度）なブレイクステイ
- 19歳で親から心理的、精神的虐待を受けている少女の緊急相談

高齢者の オーダーメイド・ハイブリット生活支援

北海道石狩郡当別町

共生型地域オープンサロン



- 障がい者の就労拠点(喫茶店)
- 子どもたちの遊ぶ場(駄菓子屋さん)
- 高齢者の介護予防ボランティア活動



介護予防の観点からの 社会貢献型ボランティア活動

- 駄菓子屋さんで手先運動(値札付け)などの介護予防ボランティア
- 日本舞踊の練習の後の子育て相談
- 一人での囲碁打ちから子どもの囲碁指導員へ

共生型地域福祉ターミナル



- 社協とNPOの総合ボランティア拠点
- 介護予防ボランティアなどのコーディネーター
- 地域の日常的な世代間交流スペース



予防から生活支援へ

共生型コミュニティー農園



- 障がい者の就労拠点(レストラン)
- 高齢者の就労拠点(農園)
- あらゆる住民たちの交流拠点



遊ぶ・出かける・働くの オーダーメイド生活支援

- 講習を受けた住民による要支援高齢者の外出支援
- 独居高齢者などを対象とした活動を自ら決めるハイブリットサロン支援
- 認知症高齢者の農業就労支援

共生型地域オープンサロン
Garden



共生型コミュニティ農園
「ぺこぺこのはたけ」



多機能型グループホーム
清瀬マンション

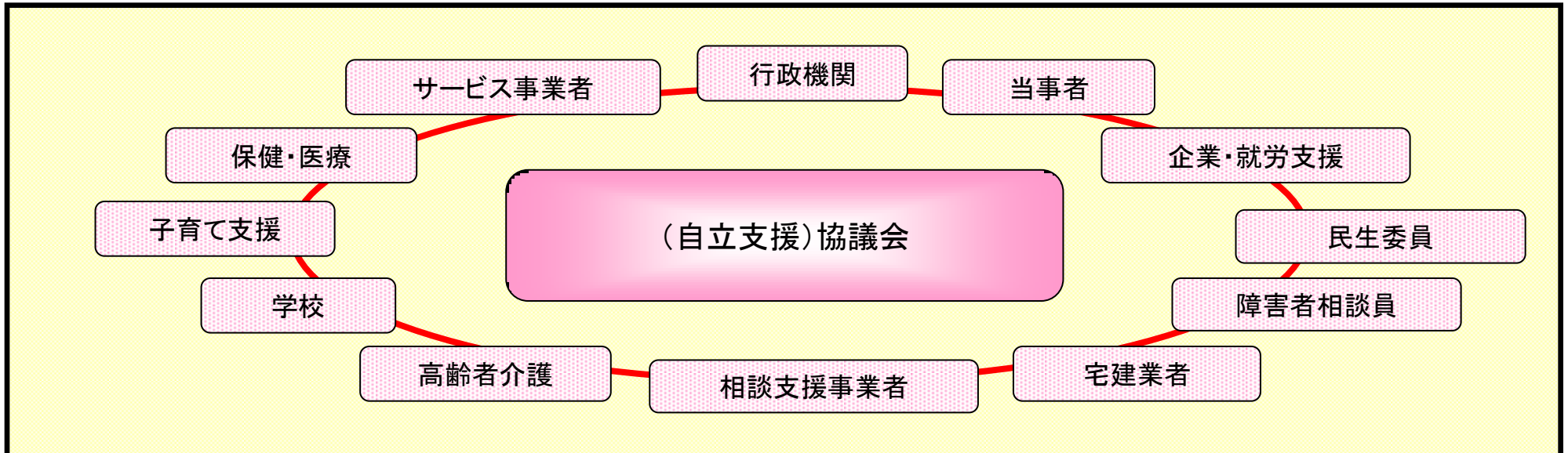


菓子製品製造拠点
プチモンド「JUJU」

(自立支援)協議会の法定化

- (自立支援)協議会は、地域の関係者が集まり、地域における課題を共有し、その課題を踏まえ、地域のサービス基盤の整備を進めていく重要な役割を担っているが、(自立支援)協議会の法律上の位置付けが不明確。
- 障害者自立支援法等の一部改正により、平成24年4月から、自立支援協議会について、設置の促進や運営の活性化を図るため、法定化。
 - ※ 改正により、都道府県及び市町村は、障害福祉計画を定め、又は変更しようとする場合、あらかじめ、自立支援協議会の意見を聴くよう努めなければならないとされている。
- 障害者総合支援法の施行(25年4月)により、自立支援協議会の名称について地域の実情に応じて定められるよう弾力化するとともに、当事者家族の参画を明確化

【(自立支援)協議会を構成する関係者】



障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律の概要

(平成23年6月17日成立、同6月24日公布、平成24年10月1日施行)

目的

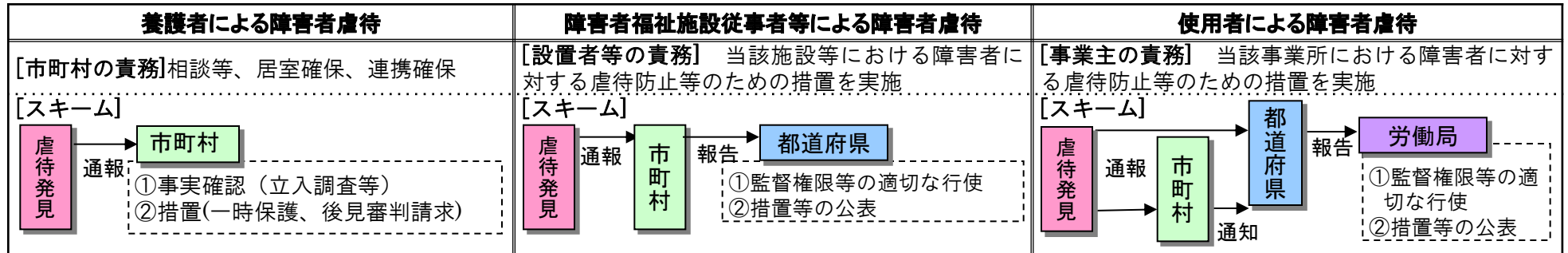
障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であること等に鑑み、障害者に対する虐待の禁止、国等の責務、障害者虐待を受けた障害者に対する保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定めることにより、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、もって障害者の権利利益の擁護に資することを目的とする。

定義

- 「障害者」とは、身体・知的・精神障害その他の心身の機能の障害がある者であつて、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活・社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待をいう。
- 障害者虐待の類型は、①身体的虐待、②放棄・放置、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つ。

虐待防止施策

- 何人も障害者を虐待してはならない旨の規定、障害者の虐待の防止に係る国等の責務規定、障害者虐待の早期発見の努力義務規定を置く。
- 「障害者虐待」を受けたと思われる障害者を発見した者に速やかな通報を義務付けるとともに、障害者虐待防止等に係る具体的スキームを定める。



- 就学する障害者、保育所等に通う障害者及び医療機関を利用する障害者に対する虐待への対応について、その防止等のための措置の実施を学校の長、保育所等の長及び医療機関の管理者に義務付ける。

その他

- 市町村・都道府県の部局又は施設に、障害者虐待対応の窓口等となる「市町村障害者虐待防止センター」・「都道府県障害者権利擁護センター」としての機能を果たさせる。
- 市町村・都道府県は、障害者虐待の防止等を適切に実施するため、福祉事務所その他の関係機関、民間団体等との連携協力体制を整備しなければならない。
- 国及び地方公共団体は、財産上の不当取引による障害者の被害の防止・救済を図るため、成年後見制度の利用に係る経済的負担の軽減のための措置等を講ずる。
- 政府は、障害者虐待の防止等に関する制度について、この法律の施行後3年を目途に検討を加え、必要な措置を講ずるものとする。

※ 虐待防止スキームについては、家庭の障害児には児童虐待防止法を、施設入所等障害者には施設等の種類（障害者施設等、児童養護施設等、養介護施設等）に応じてこの法律、児童福祉法又は高齢者虐待防止法を、家庭の高齢障害者にはこの法律及び高齢者虐待防止法を、それぞれ適用。

虐待防止・身体拘束廃止の観点から

(参考)

千葉県袖ヶ浦福祉センターにおける虐待事例について

【事案の概要】 昨年11月 上記センター(千葉県社会福祉事業団が指定管理者として運営)の強度行動障害を有する利用者が、職員から暴行を受けた後、病院に救急搬送され死亡

(※本年3月11日:当該職員は傷害致死容疑で逮捕)

※ 確認された状況

(平成16年度から平成25年度まで10年間)

- 身体的虐待(暴行) 職員 11人 被虐待者 17人
- 性的虐待 職員 2人 被虐待者 2人
- 心理的虐待 職員 3人 被虐待者 4人

合計(実人数) 虐待者 15人 被虐待者 23人
 (*この他に、虐待を行った疑義のある者3人)

袖ヶ浦虐待

暴行「意図的で陰湿」

第三者委中間報告 元職員5人を批判

千葉県袖ヶ浦市の県立障害者支援施設「袖ヶ浦福祉センター」の虐待問題で、県の第三者検証委員会(座長・佐藤彰一弁護士)は25日、中間報告を公表した。虐待を加えた職員らについては「言葉で話せず被害を訴えられない利用者を選んでおり、意図的で陰湿」と批判した。運営を委

託する県や外部のチェック体制も「実質的に機能していなかった」と結論付けた。

センターの各施設では利用者23人が身体的、性的、心理的虐待を受けていたことが県の調査で判明。職員15人以上が関与し、うち1人が昨年11月に少年の腹を蹴って死亡させたとして傷害致死容疑で逮捕されている。被害者は自分や他人を傷つけるような問題行動を頻繁に起こす「強度

行動障害」などを抱えた利用者が多かった。中間報告は「職員が支援に行き詰まり、問題行動を抑えるために暴行に至った面は否定できない」と指摘。2012年1月に、逮捕された元職員が利用者に暴行したとの情報を施設幹部が把握しながら「黒川晋史、山縣章子」

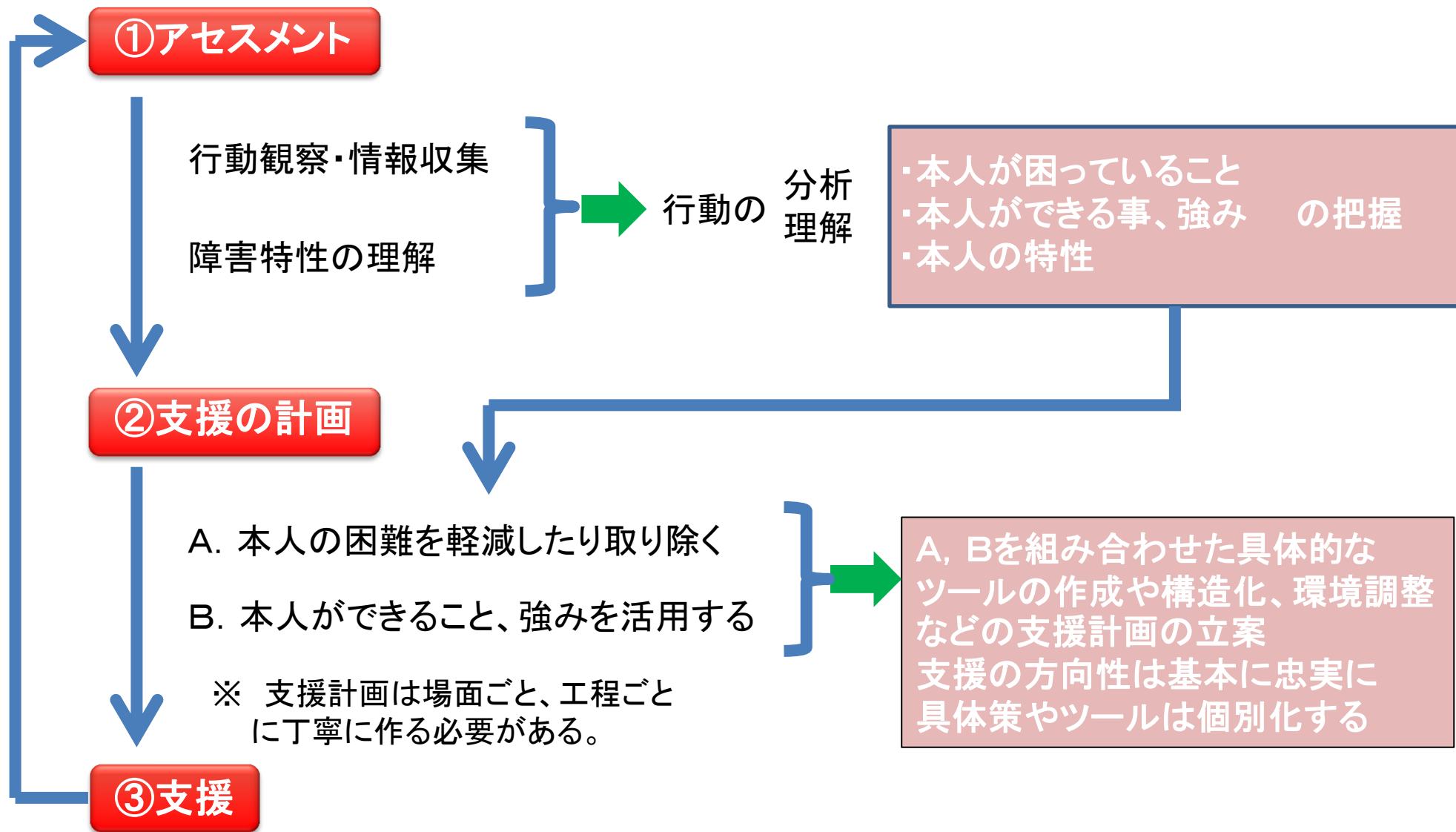
ら対策を講じなかったことなどから「虐待防止体制が機能不全に陥っていた」とした。センターの運営法人の説明に頼って施設を評価していた県の姿勢を「利用者の実態を独自に把握する姿勢に乏しかった」と批判した。

障害の特性理解 人材育成が急務
解説 袖ヶ浦福祉センターの虐待問題で、第三者検証委員会は、「強度行動障害」の傾向があり支援が難しい利用者に対して、経験や知識の乏しい職員が安易に暴行を繰り返す、管理職らが防止に取り組みなかった結果、虐待が横行

したと結論づけた。この障害の特性を理解した人材育成は各地で遅れがちとされており、国が対策を強化しない限り同様の虐待が他施設でも起きる可能性は否定できない。行動障害のある人は言葉がうまく使えず、自分の考えが相手に伝わらなかつたような場合に自分や他人を傷つける傾向があると言われている。特性を理解した対応が不可欠だが、死亡した少年がいた「養育園第2寮」の元職員5人は専門的な研修をほとんど受けていなかった。施設側も行動障害の入所者が多い第2寮は苦情が出にくいとして比較的経験の浅い職員を配置していたという。

【田中裕之】

行動障害がある者に対するアセスメントから支援までのプロセス



地域移行支援の対象拡大について

地域生活への移行のために支援を必要とする者を広く地域移行支援の対象とする観点から、現行の障害者支援施設等に入所している障害者又は精神科病院に入院している精神障害者に加えて、その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする者であって厚生労働省令で定めるものを追加。
【平成26年4月1日施行】

保護施設、矯正施設等を退所する障害者などに対象拡大することを検討

害者

を新たに地域移行支援の対象とする方向で検討。

2. 保護施設に入所している障害者に関すること

- 保護施設のうち、「身体上又は精神上の理由」が入所の要件となっている「救護施設」及び「更生施設」に入所している障害者を地域移行支援の対象とする方向で検討。

3. 矯正施設等に入所している障害者に関すること

- 対象とする矯正施設の種類は、刑事施設(刑務所、少年刑務所及び拘置所)及び少年院とする方向で検討。
- 対象とする障害者は、矯正施設の長が施設外で処遇を行うことを認め、地域相談支援事業者によって障害福祉サービスの体験利用や体験宿泊などを実施することが可能な者に限定する方向で検討。

※ 「矯正施設内で行う支援」(入所している障害者に対する面談、支援計画の作成、住居の確保等)は、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により実施。

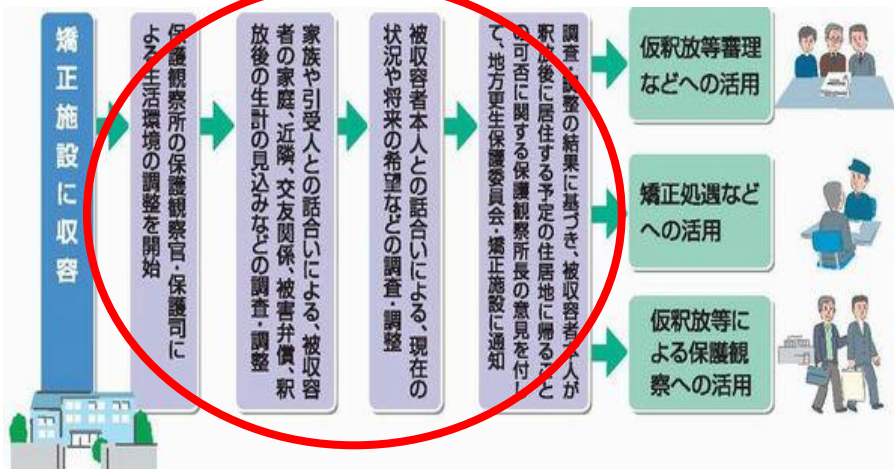
※ 具体的には、「刑事施設又は少年院の職員の同行が可能である障害者」や、「刑事施設、少年院の長が刑事施設、少年院の職員の同行なしでの外出又は外泊を許可した障害者」が想定されるが、具体的な対象施設、対象者の範囲等については関係省庁等とも検討中。

- また、矯正施設を出所した障害者は、出所後の一定期間、更生保護施設等を利用するケースが少ないことから、更生保護施設等に入所した障害者についても支援の対象とすることが必要であると考えられるが、その具体的な対象施設の範囲等については関係省庁等とも検討中。

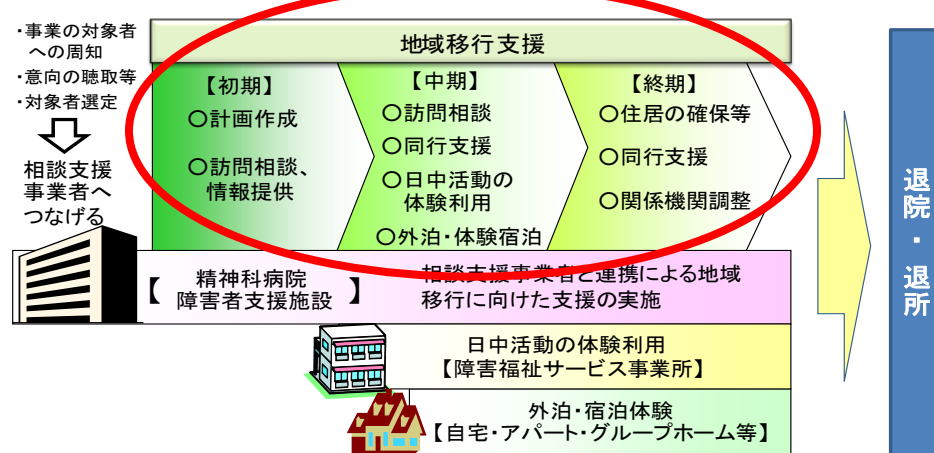
矯正施設に入所している障害者に対する支援

- 矯正施設入所者に対する住居の確保など退所に向けた生活環境調整等については、現在も保護観察所、地域生活定着支援センターとの連携により行われている。
- 矯正施設入所者を地域移行支援の対象とする場合にはこれらの支援制度との役割分担について整理が必要。

保護観察所の支援内容

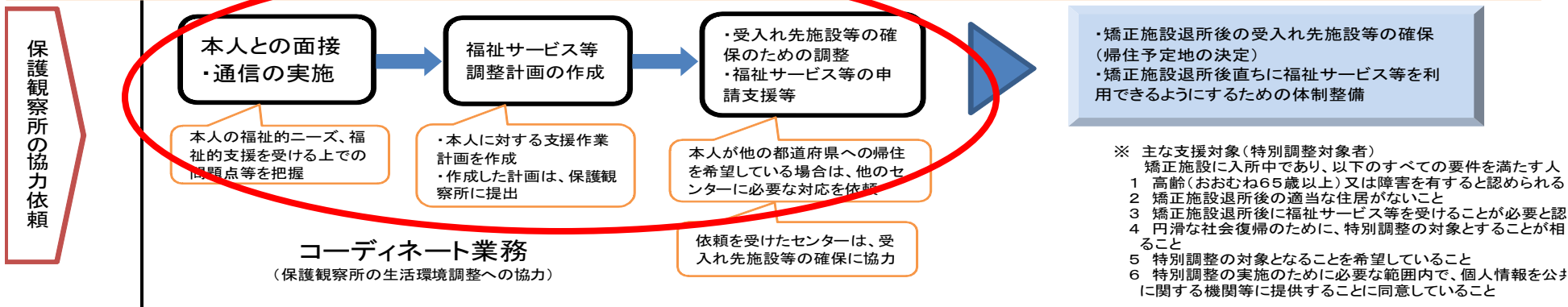


地域移行支援の支援内容



地域生活定着支援センターの支援内容

矯正施設に入所中の者に対する支援



今後の障害児支援の在り方について

～「発達支援」が必要な子どもの支援はどうあるべきか～

平成26年7月16日
障害児支援の在り方に関する検討会
(報告書のポイント)

基本理念

- 地域社会への参加・包容(インクルージョン)の推進と合理的配慮
- 障害児の地域社会への参加・包容を子育て支援において推進するための後方支援としての専門的役割の発揮

障害児本人の最善の利益の保障

家族支援の重視

地域における「縦横連携」の推進

- ライフステージに応じた切れ目の無い支援(縦の連携)
- 保健、医療、福祉、保育、教育、就労支援等とも連携した地域支援体制の確立(横の連携)

相談支援の推進

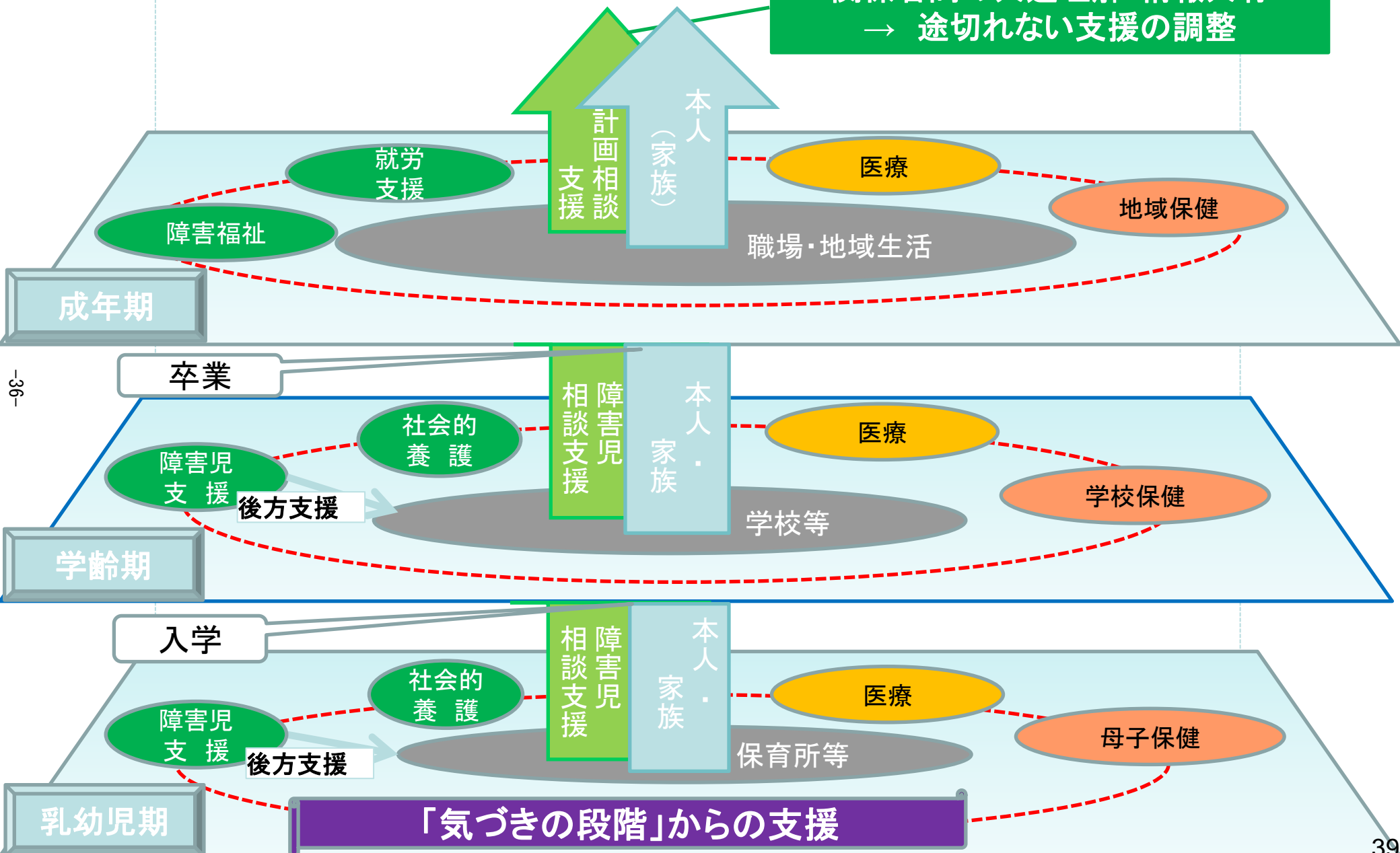
支援に関する
情報の共有化

児童相談所等との
連携

支援者の専門性
の向上等

地域における「縦横連携」のイメージ

関係者間の共通理解・情報共有
→ 途切れない支援の調整



-36-